

議案第64号

関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
改正について

関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年11月30日提出

関市長 山下清司

提案理由

売春防止法の一部改正及び婦人補導院法の廃止に伴い、この条例を定めよう
とする。

関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例

関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年関市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。